

訪問リハビリテーション契約書(介護保険用)

様(以下「利用者」といいます)と、指定訪問リハビリテーション事業者である医療法人渓仁会札幌西円山病院訪問リハビリテーション(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーションについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活上の様々な活動が出来るよう、家庭での役割を担うことや地域社会への参加などの生活機能の維持又は向上を目指し、通院してリハビリテーションを受けることが困難な利用者に対し、計画的な医学的管理を行っているリハビリテーション科医師(以下、医師)の診察を受け、その指示に基づいて利用者の居宅(自宅)において、基本的動作能力もしくは応用的動作能力又は社会的適応能力、言語聴覚能力の回復を図るためのリハビリテーションを提供する。利用者は、事業者に対し、そのリハビリテーションに対する料金を支払う。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の期間は、締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとする。ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その日までとする。
- 2 上記の期間満了日の2日前までに利用者から更新中止の意思表示がない場合は、契約は自動更新されるものとする。
- 3 利用者が介護保険施設に入所する場合は、入所日前日までとする。
- 4 利用者が医療施設等に入院する場合は、入院日から契約期間は終了とする。

第3条(訪問リハビリテーション実施計画)

- 1 事業者は、利用者の同意のもと、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいたリハビリテーションを開始した月、およびその後は3ヶ月に1回以上、「居宅サービス計画」に沿って、「訪問リハビリテーション実施計画」を作成する。医師はリハビリテーションの実施にあたり詳細な指示を行い、事業者は「訪問リハビリテーション実施計画」を作成、利用者に説明し同意を得たうえで交付する。
- 2 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の範囲内でサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき「訪問リハビリテーション実施計画」の変更等の対応を行う。
- 3 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡等を行う。

第4条(リハビリテーション提供の記録等)

- 1 事業者は、リハビリテーションを提供した際には、所定の記録用紙若しくは業務システムに必要事項を記入・入力する。
- 2 事業者は、記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者から開示の求めがあった場合は、所定の手続きの上、開示の可否を検討する。開示が可能な場合は、閲覧に応じ、実費負担によりその写しを交付する。

第5条(利用者負担金及びその滞納)

- 1 リハビリテーションに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとする。
なお、利用者負担金は介護報酬改定に関する省令及び告示に基づいて決められているため、契約期間中にこれが変更になつた場合は、関係法令に従つて改定後の金額が適用される。
- 2 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定め、その期間までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をする。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、利用者の日常生活を維持する見地から、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者に対し、「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請する。この

場合事業者は、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者及び指示を行った計画的な医学的管理を行っている医師にその連絡をする。

- 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を解除することができる。この場合、事業者は、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡し他の事業所の紹介等の援助を行う。

第6条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができる。この場合事業者は、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者及び指示を行った計画的な医学的管理を行っている医師にその連絡をする。

第7条(事業者の解除権)

- 事業者は、介護保険制度上、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき訪問してリハビリテーションを提供するため、計画的な医学的管理を行っている医師の診察を3ヶ月以上受けなかった場合は、この契約を解除することができる。この場合事業者は、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者及び計画的な医学的管理を行っている医師にその連絡をする。
- 事業者は、利用者の著しい不信行為(ハラスメントを含む)により契約の継続が困難となった場合は、この契約を解除することができる。この場合、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡する。
- 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、この契約を解除することができる。この場合事業者は、「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者及び指示を行った計画的な医学的管理を行っている医師にその連絡をし、他の事業所の紹介等の援助を行う。

第8条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了する。

- 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- 第5条の規定により利用料の支払いがなく、催告期間が満了したとき
- 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 次の理由で利用者に訪問リハビリテーションを提供できなくなったとき
 - 利用者が介護保険施設や医療施設等に入所又は入院した場合
 - 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立、要支援1、要支援2)と認定された場合
 - 利用者が死亡した場合
 - 利用者がリハビリテーション提供地域外へ転居した場合

第9条(損害賠償)

事業者は、リハビリテーションの提供に伴って、事業者の責任となる事由により、利用者の生命・身体・財産に対して損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

第10条(個人情報保護)

- 事業者は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」及び守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者に関する情報を適正に保護する。
- 事業者は、リハビリテーションを提供する上で知り得た利用者に関する個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に開示しない。
- あらかじめ文書により利用者やその代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。
- 事業者は、職員に対する雇用契約期間にある在職中は元より、退職後においても個人情報の漏洩に関する罰則の規定を適用

する。

- 5 個人情報保護に関する苦情の申立てや相談があった場合は、第11条の規定を一部準用し迅速かつ適切に処理する。

第11条(苦情対応)

- 1 利用者は提供されたリハビリテーションに苦情がある場合に、事業者、居宅介護支援事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会等に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをしない。

第12条(契約外条項等)

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定める。

訪問リハビリテーション重要事項説明書(介護保険)

1 事業所の概要

事業所名	医療法人済仁会 札幌西円山病院
所在地	札幌市
医療機関コード	01. 1412. 1号
事業所番号	0110114121号
訪問リハ提供地域	札幌市内(ただし、当事業所より半径 10 キロ以内)

2 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名
構成職員(療法士、事務職員)		
内 訳	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3名以上 2名以上 2名以上
	リハビリテーションの担当	7名以上
事務員	業務の事務全般	1名以上

3 営業時間

営業日	月～金曜日。土・日・祝祭日休み。12月30日から1月3日休み。
受付時間	平日:午前8時45分から午後5時15分。

4 運営の方針

- (1)利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ日常生活上の様々な活動が出来るよう、家庭での役割を担うことや地域社会への参加などの生活機能の維持又は向上を目指し、通院してリハビリテーションを受けることが困難な利用者に対してその居宅を訪問し、作業療法士、理学療法士、又は言語聴覚士(以下、療法士)による訪問リハビリテーションを行い、心身の機能の維持又は回復に努め、居宅での療養生活の質の向上を図ります。
- (2)利用者又はその家族からのリハビリテーションに関する相談に対して、懇切丁寧に指導又は助言を行うとともに、関係地域の保健、医療、福祉サービス事業者と綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。また、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者に対しリハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の有する能力に応じた日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めます。

5 リハビリテーションの内容

- (1)「訪問リハビリテーション」は、通院してリハビリテーションを受けることが困難な利用者に対して、計画的な医学管理を継続して行い療法士が訪問し基本的動作能力もしくは応用的動作能力又は社会的適応能力、言語聴覚能力の回復を図るためのリハビリテーションを「居宅サービス計画」に応じて提供します。
- (2)事業者は、「居宅サービス計画」に定められた日程により訪問リハビリテーションを提供します。ただし、日程の変更が必要な場合は、介護支援専門員(ケアマネジャー)へ連絡をいたします。

6 利用者負担金

- (1)利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額と急なキャンセルの際のキャンセル料、訪問リハビリテーション提供地域外で利用される場合の交通費から成っており、別表に定めた利用者負担金・交通費の表のとおりです。
- (2)利用者負担金については、介護保険の法定利用料等が改定される場合、それに応じて変動します。
- (3)利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、支給限度額を超えた額が自己負担となります。支給限度額を超える

場合には、「居宅サービス計画」を作成する際に介護支援専門員(ケアマネジャー)から説明のうえ、利用者の同意を得ることになりますので、介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

- (4)利用者負担金は、月ごとの支払いとし、事業者の指定する銀行・郵便局への振込(振込手数料は利用者の負担となります)などの方法でお支払いください。
- (5)別表の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。「居宅サービス計画」を作成しない場合、介護保険料を滞納されている場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その保険者に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

7 訪問リハビリテーション等に関する相談・苦情窓口

当事業所が提供する訪問リハビリテーションについての相談・苦情窓口

電話:011-642-4132 FAX:011-642-4291

受付時間:平日 午前9時00分~午後5時00分

担当者:竹下 知(たけした とも)

ご不明な点は、お気軽におたずねください。

(1)当事業所が行う訪問リハビリテーションについての相談・苦情については、上記の相談窓口で承ります。

(2)当事業所以外に、次の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①札幌市役所 011-211-2547(介護保険課)

②各区役所 代表番号 (保健福祉サービス課)

③北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161(苦情処理担当)

(3)個人情報に関する苦情の申立てや相談について、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

①北海道 011-231-4111(総務部法制文書課行政情報センター)

②札幌市 011-211-2132(総務局行政部行政情報課)

8 苦情処理の体制と手順

利用者及び家族から苦情があった場合は、別添えの「苦情(クレーム)受付の流れ」に従って対応いたします。

9 訪問リハビリテーション施行時の急変および事故発生時の対応方法

- (1)訪問リハビリテーション施行時の急変および事故発生時の際には、計画的な医学的管理を行っている医師への連絡を行い、指示に従います。また、家族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。
- (2)当事業者の提供するリハビリテーションにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は、損害賠償保険に加入しております。

10 個人情報保護

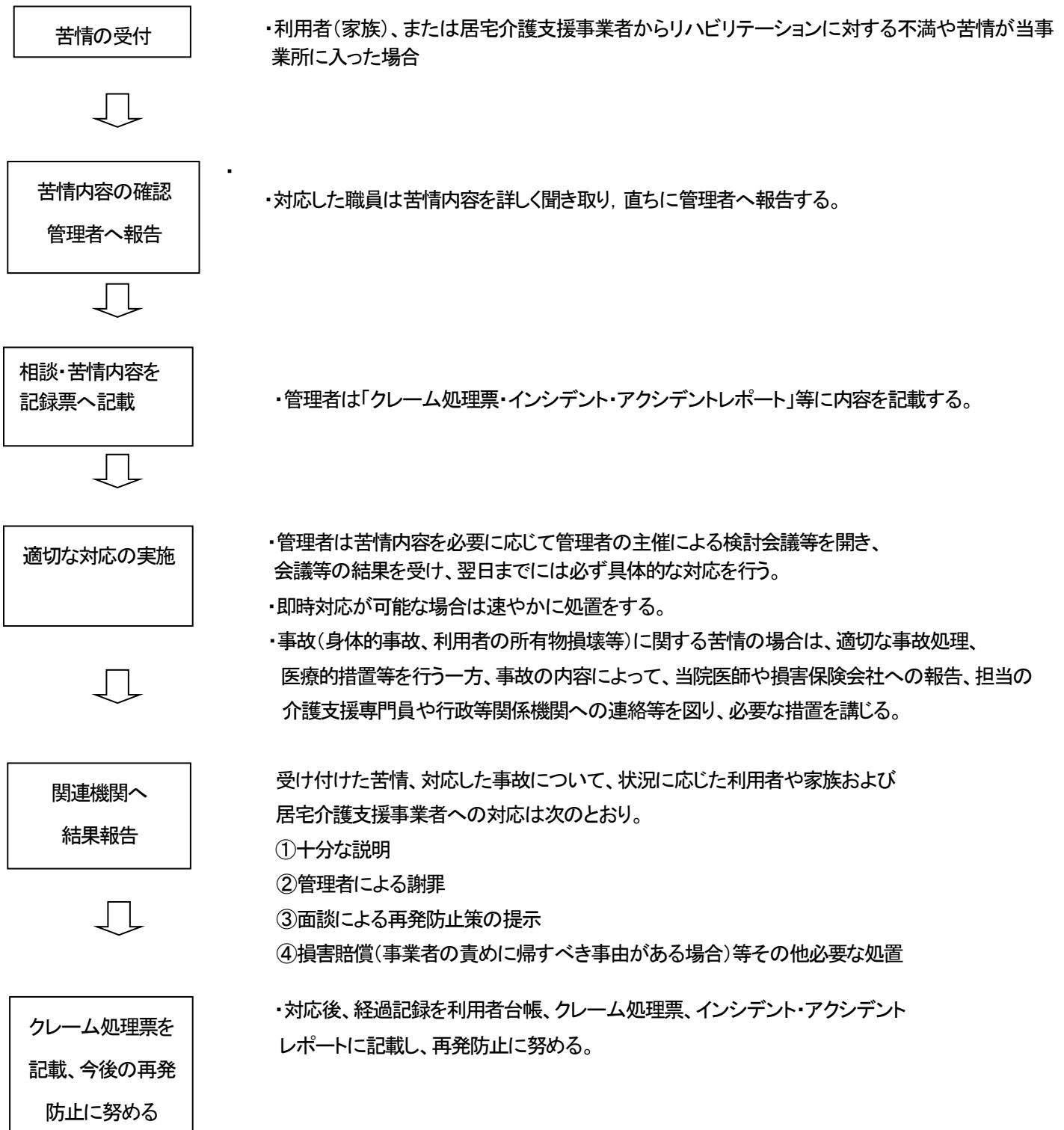
契約書第10条及び別表の「札幌西円山病院における個人情報の運用管理について」に基づき適正に保護いたします。

11 その他

リハビリテーション提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1)療法士は、介護保険等の関係法令に則って、訪問リハビリテーション事業所の、計画的な医学的管理を行っている医師の指示の下、利用者の心身の機能の維持又は回復のためリハビリテーションを提供することとされております。3ヶ月に1度医師の診療を受けられない方へのリハビリテーションは行えませんので、予めご了承ください。
- (2)療法士に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (3)当事業所では、職員の保護及び利用者その家族へのリハビリテーションを円滑に行うため、万一、暴言・暴力などの迷惑行為を認めた場合には、訪問リハビリテーションをお断りしたり、警察通報・法的対処を講じる場合があります。
- (4)当事業所のリハビリテーションを提供する際に災害、天候異常、交通障害等が発生した場合には、予定通りの実施が困難な場合があります。出来るだけ迅速な対応をいたしますが、連絡が遅れる場合もあることをご容赦下さい。
- (5)療法士は、利用者に安心してリハビリテーションを受けていただけるよう、自身の健康管理を行い、感染症等の予防対応を行っておりますが、発症時にはやむを得ずリハビリテーションを中止する場合もありますので予めご了承下さい。
- (6)当事業所では複数の療法士でリハビリテーションサービスを提供する体制をとっています。担当療法士の急な休みの際には電話連絡の上、他の療法士が訪問にお伺いする場面がありますので、予めご了承ください。

苦情(クレーム)受付の流れ



契約締結日: _____年 _____月 _____日

署名: _____

住所: _____

【署名者】

利用者本人

私は、以上の契約の内容、及び重要事項、利用料金、個人情報の取り扱い等について医療法人渓仁会札幌西円山病院より説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約書で確認する訪問リハビリテーションの利用を申し込みます。

利用者ご家族 【本人との関係】_____

その他代理人 【本人との関係】_____

私は、本人の契約意志を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

事業者	当事業者は、指定訪問リハビリテーション事業者として以上の契約の内容、及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるリハビリテーションを、誠実に責任をもって行います。		
	住 所	〒064-8557 札幌市中央区円山西町4丁目7番25号	
	名 称	医療法人渓仁会 札幌西円山病院	
	代 表 者	医療法人渓仁会 札幌西円山病院 院長 山田 陽	
	説 明 者	医療法人渓仁会 札幌西円山病院	署名 _____
	電話番号	(011) 642-4132	Fax (011) 642-4291

改定:令和 5 年 4 月 1 日